

分会ニュース

2月期の総点呼の所長訓示で 「上司の命令は絶対服従」！！

2月4日、大二両所の総点呼で内藤所長が所長訓示を行い「鉄道営業法」第19条に規定される「職制」について話をしました。その話の中で職制の目的は「鉄道係員職制」の第5章で「安全の確保」に他なりません。すなわち「指揮命令権」「業務遂行義務」「報告の義務」と言っていますが「鉄道係員職制」の第5章では「報告の義務」はどこにも謳っていません。内藤所長は、勝手に会社・自分に都合の良いように偽って話をしました。

また、報告書を書くことで「安全確保」ができるかのようにっていますが、本当に「安全確保」が出来るのでしょうか。会社は些細なミス・チョンボでも作業を外し、事情聴取を行い社員へ責任を押し付けます。状況を聞いて「時系列等報告書」の強要をします。事故やミスが起きた真の原因は何なのか、原因究明をしてこそ「安全確保」が保たれます。厳罰主義的な会社・内藤所長の「上司の命令は絶対服従」のやり方では、社員が委縮して本当の声が出ず「安全確保」に繋がりません。

「安全確保」をいうならば、ハインリッヒ法則もいえるかもしれませんが、職場環境や作業実態・作業要員・チームワーク等を含めて考えなければ「安全確保」は出来ません。なによりも労働組合を無視している事が一番の問題です。会社・管理者のチェック機能を果たさない組合は、御用組合です。さらに、内藤所長は「管理者は手を打てなかったのか。それは前述の報告がないことが一因です」と話しました。所長以下管理者は現場を徘徊しているにもかかわらず「報告」がないとはどういうことなのでしょう。管理者が現場を徘徊しているのは、己の点数稼ぎで徘徊していると現場の社員は噂をしています。

私たちJR東海労大二両分会は、事故・ミスが発生した場合に当該の社員に責任を押し付け、原因究明を行わない会社・管理者は許せません。安全で働きやすい職場にするためにも会社や内藤所長へ「是々非々」の声を大きく上げていきましょう。